

各産科医療機関管理者 様

高知県産婦人科医会会長
高知県健康政策部健康対策課長

里帰り出産に関する今後の対応について

日頃は、本県の周産期・母子保健行政の推進に対して、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県外在住の妊婦で本県での出産（以下「里帰り出産」という。）を希望される妊婦に対しては、令和 2 年 4 月 13 日付 2 高健対第 68 号「当面の里帰り出産に関する基本的考え方について」により、対応していただいているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況も県内では 4 月 30 日以降、新たな新型コロナウイルス感染症の患者が発生しておらず、直近の 1 週間において感染者が確認されていない「感染未確認地域」に相当すると考えられます。また、国の緊急事態宣言の解除を受け、自粛を求められていた県境をまたぐ移動についても、全国を対象に制限が解除されました。

つきましては、里帰り出産については、今後下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 里帰り出産を希望する妊婦は、帰省に先立って高知県内の分娩取扱施設に受け入れの可否を問い合わせること。
- 2 原則として、妊娠第 32 週までに高知県に帰省すること。また、帰省日からさかのぼって 7 日以内に妊婦健診を受けたうえで、高知県での里帰り出産が可能であることを担当医師に確認すること。
- 3 高知県との往来自粛が要請されている都道府県から帰省される場合は、帰省後 14 日間は実家等で安静に待機するとともに、発熱や咳等の症状がある場合は、新型コロナウイルス健康相談センター（午前 9 時～午後 9 時（088）823-9300（平日・土日祝日））に電話相談すること。
- 4 上記待機期間中に子宮緊満感や性器出血等を認める場合は、速やかに分娩取扱施設に電話で連絡すること。また、受診時は必ずマスクを着用すること。
- 5 上記 1～4 にかかわらず、当該妊婦にとり高知県内の分娩取扱医療機関で分娩を行う方が医学的に適切であると認められる場合には、県下の分娩取扱医療機関が相互に連携した上で対応すること。